

**反核医療者の会
 Chernobyl原発事故医療支援菅谷昭氏が記念講演を開催**

4月29日、「長野反核医療者の会」が結成総会をWeb併用で開催した。現地参加した宮沢会長は開会の挨拶に登壇し、「日本は唯一の被爆国であるにもかかわらず核兵器禁止条約にサインすらしていない。人命を守る医師としていかなる戦争をも容認せず、核兵器根絶と原発の廃炉のため、多くの人と協力して取り組んでいきたい」と話した。

記念講演では菅谷昭氏が講師を務めた。前松本市長でもある菅谷氏は外科医として Chernobyl 原発事

故が起きた1996年から5年半に渡ってベラルーシに滞在し、事故後の医療支援に携わった。原発事故の健康被



講演する菅谷氏

害は、甲状腺疾患から始まり、触覚系や循環器系、神経系、筋骨への影響が多数報告されている。そのほか、事故後10年以上経つから生まれた子どもたちにも免疫機能の低下が見られ上気道感染しやすく、感染すると治りにくい。周産期の流産、早産、死産、先天異常も報告されているなど、36年経過した現在も被害は続いている。

ひとたび原発事故が起きるとその土地には長期に渡って人が住めなくなる上、健康や環境への被害も甚大であり、核廃棄物は処分の仕様がない。菅谷氏は「核は人類が手にしてはいけないものだと思っている。この反核医療者の会での活動を通じた小さな一歩一歩が大きな扉を開けることと思う。焦らず、気負わず、自分たちのできる範囲

で行動してください」とエールを送って締めくくった。

総会議事では事務局から今年度の活動方針、理念と

規約、役員、会計について議案が提案された。会が目指す一致点や理念に掲げる語句の表現について活発な意見が出され、最終的には参加者全員の合意を持って結成の採択がなされた。

**反核医療者の会では
 参加者を募集しています**

県保険医協会も賛助会員として参加する本会では、長野県内の医師、看護師、療法士など医療者の活動参加を募っています。入会希望者は下記QRコードまたは長野県民医連のホームページよりお申込みください。



**長野反核医療者の会
 理念・私たちの思い**

私たちは、人々のいのちと健康・生活を守る医療者です。これらを一瞬にして奪う核兵器を、医療者としてそのままにしておくことはできません。核兵器廃絶と、平和な社会の実現を目指して活動します。私たちは常に被爆者や原発事故被害者の方の立場に立ち、核の健康被害や核廃絶について当事者や研究者の方々から学び続ける姿勢を持ちます。そして、長野県の戦争の歴史について学び、地域の諸団体の方々と協力し、反核平和の活動の輪を広げていきます。

4.22 医科新点数検討会を開催

4月22日、県保険医協会は医科新点数検討会をWeb併用で開催。松本市勤労者福祉センターの会場には14名が来場、Zoomウェビナーには48機関が参加した他、後日配信も行った。

厚労省疑義解釈や保団連オリジナルQ&Aから主要なものをピックアップし解説。質問コーナーではレセプト摘要欄の記載に関する質問が寄せられた。



解説する水野事務局

**税と
 経営**

**相続税対策について考える
 高齢者は現金を手放さない**

しらかば会計事務所 土屋信行氏

相続税の非課税限度額（基礎控除）

相続税が課税されるかどうかは亡くなった方の全ての財産から全ての負債と葬式費用を引いた純財産がいくらになるかで判定します。

純財産が次の算式で計算した金額以下ならば相続税は課税されません。

3千万円+（6百万円×法定相続人の数）

法定相続人が妻と子2人の合計3人である場合には、亡くなった方の純財産が4千8百万円以下ならば相続税は課税されません。

相続税はどうくらい課税されるか？

基礎控除額を超えた場合は、超えた金額に対して相続税が課税されます。上記の場合で、純財産が5千万円の場合、課税されるのは4千8百万円を超えた2百万円に対してです。

法定相続人が妻と子2人の合計3人である場合、

純財産が5千万円で相続税は20万円純財産が7千万円で相続税は224万円純財産が1億円で相続税は632万円です。

この相続税額を、もらった財産の割合で負担します。純財産が1億円の場合、半分の5千万円をもらった相続人は、相続税も半分の316万円を負担します。1/4 もらえば相続税も1/4の158万円です。

配偶者が取得した場合は

1億6千万円までは課税されません

配偶者が相続した財産については1億6千万円までは課税されません（純財産が3億2千万円を超える場合は、その半分までは課税されません）。

したがって1億円の財産を全て配偶者がもらえば相続税はゼロです。（ただし配偶者の相続で属税が課税されます）

配偶者が半分、子A、Bが1/4ずつ相続する場合、相続税は配偶者316万円→ゼロ、子A、Bはそれぞれ158万円ずつになります。

相続税が減ると言うことは

原則、財産価値が減るということ

相続税は相続する財産に対して課されます。「相続税が減る」ということは原則「財産価値が減る」ということです。やみくもな「相続税対策」は財産を失いかねませんので注意が必要です。

相続税対策のアパート建設は

リスクをともなう

相続税対策としてよくあるのがアパートの建設です。

現金で1億円持つていれば、財産の価値（相続税の評価額）は1億円ですが、これで土地を買い、アパートを建てると、一般的に相続税の評価額は下がり、節税になります。

しかし、現金1億円は何にでも使え

ます。それが現金の価値です。

アパートにしてしまうと現金が必要になった時、売却してもそれほどの金額にはならないでしょう。売れない可能性もあります。

アパートを持っていれば家賃が入りますが、1億円を回収するのに何年かかるでしょうか？年間600万円（6%）の家賃収入があっても16年余です。その他に固定資産税や修繕費などが出てきますから20年以上になるかもしれません。それまで入居者がいる保証もありません。

現金は贈与しない

～高齢者は現金を手放さない

相続税対策として生前贈与があります。しかし、贈与税は相続税よりも高く、1千万円を贈与すれば177万円もの贈与税が課されます（直系尊属から成人への場合）。

非課税枠は年110万円なので毎年110万円以内でコツコツ贈与していく方法もあります。

しかし、老後は何年生きるかわかりませんし、いくらかかるかわかりませ

ん。元気な高齢者はお金はかかりませんが、具合が悪くなるとお金は一気に出でています。

車の運転ができなくなった時に病院に行くのにいくらかかるでしょうか？施設に入居するのにいくらかかるでしょうか？介護にいくらかかるでしょうか？

現金は大切に持っていて、亡くなったら余っていれば、相続税を払って、残りを相続人でわければよいのです。

生兵法は大怪我のもと

～専門家に相談を

相続税対策で難しいのは、あと何年生きるのかわからないこと、亡くなる順番がわからないこと、その時の相続税法がどうなっているのかわからないことです。聞きかじりの断片的な知識で失敗する方は少なからずいらっしゃいます。

状況によっては、ここで書かせていただいたことが該当しない場合もありますので、対策にあたっては顧問税理士等とよくご相談ください。

**経
 営
 税
 务
 相
 談**

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10：00～12：00、13：00～16：00

◆受付電話 0269-33-3265

(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士（写真）が不在の場合

は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。

